

1-3. 地球温暖化対策 - 世界と我が国の動向

地球温暖化の問題について関心が高まりはじめた 1988 年に国連環境計画 (UNEP) と世界気象機関 (WMO) が共同で世界各国の科学者を集めて、温暖化の研究状況を評価し、温暖化の状態を判断する組織である「気候変動に関する政府間パネル (IPCC)」が設置されました。IPCC により提出された「IPCC 第一次評価報告書」を受けて、1992 年にブラジル・リオデジャネイロにおいて「環境と開発に関する国連会議 (UNCTED / 地球サミット)」が開催されました。

この会議では、1990 年レベルで大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させるという目標のもとに、「気候変動に関する国際連合枠組条約 (UNFCCC)」が 155 カ国の代表によって署名され、地球規模での対策の必要性が認識されました。

1995 年にドイツ・ベルリンで第 1 回締約国会議 (COP1) が、1996 年にスイス・ジュネーブで第 2 回締約国会議 (COP2) が開催されました。これらを受けて、1997 年に日本・京都で第 3 回締約国会議 (COP3) が開催され、先進締約国の温室効果ガスの排出削減目標を定めた法的文書「京都議定書」が採択されました。

以上の経緯を経て、1998 年にアルゼンチン・ブエノスアイレスで開催された第 4 回締約国会議 (COP4) では、京都議定書の早期発効の条件整備のための道筋を定める「ブエノスアイレス行動計画」が決定されました。

表 1-3-1. COP3 で採択された「京都議定書のポイント」

対象ガス	CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O、HFC、PFC、SF ₆
基準年	1990年 (HFC、PFC、SF ₆ については1995年とできる)
吸収源の取扱い	限定的な活動 (1990年以降の新規の植林、再植林及び森林減少) により増減した温室効果ガス吸収量を排出量から差し引く。
最初の目標期間	2008年から2012年 (この5年間の合計排出量を1990年比で削減)
削減目標	先進国全体の対象ガスの人為的な総排出量を、最初の目標期間中に基準年に比べて、これらの国々の全体で少なくとも5%削減する。先進国ごとの削減目標は、日本：6%削減、米国：7%削減、EU：8%削減、ロシア：0%削減などとする。
目標を超えた削減量の繰り越し (バンキング)	目標期間中の割当量に比べて排出量が下回った場合には、その差 (過剰削減量) は次期以降の目標期間中に必要な削減量に加えることができる。
複数の国の共同達成 (バブル)	バブルに参加する関係国の総排出量が各国の割当量の合計量を下回れば、目標を達成したとみなされる。EUが活用する見込み。

日本国内における地球温暖化への取組としては、1990年、地球環境保全に関する関係閣僚会議において「地球温暖化防止行動計画」が策定されました。同計画は地球温暖化対策を計画的・総合的に推進していくための政府方針と今後取り組むべき対策の全体像を明確にしたもので、一人あたりのCO₂排出量について2000年以降概ね1990年レベルで安定化を図ること、革新的技術開発等が早期に大幅に進展することによりCO₂排出総量が2000年以降概ね1990年レベルで安定化しよう努めることの2つの目標を掲げています。

1994年、環境庁により策定された「環境基本計画」でも、国際的な協力のもとに「気候変動に関する国際連合枠組条約（UNFCCC）」の目的達成を目指すことや、「地球温暖化防止行動計画」に定める目標を達成することなどが掲げられています。

また、京都議定書の着実な実施に向け、「地球温暖化対策推進本部」を内閣に設置し、1998年6月に2010年に向けて緊急に講ずべき対策をとりまとめた「地球温暖化対策推進大綱」を決定しました。

さらに、地球温暖化防止を目的とする法的なルールを定めることが効果的なものについては早急に法制度化を図ることが必要であるとの認識に基づき、1998年10月、「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）」（地球温暖化対策推進法）が全会一致で可決し、成立しました。

以下に、「地球温暖化対策の推進に関する法律」より地方公共団体の責務について抜粋しています。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進するものとする。

- 2 地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。